

4. 学生の受入れ

4-1 学生の受入方針、選抜方法及び選抜手続の適切な設定並びにその公表（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

学生の受入方針、選抜方法及び選抜手続の設定並びにその公表について、「専門職」第20条は、「入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする」ことを求めている。この規定を踏まえ、「法科院基準」は、法科大学院制度の目的に合致し、かつ、各法科大学院の「理念等」に即した学生の受入方針の制定を求めている。また、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続を設定し、事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表することについても求めている。

これらの点に関して本法科大学院では、以下のとおり対応している。

(1) 学生の受入れ方針の設定と法科大学院制度及び「理念等」への適合性

本法科大学院では、評価の視点1-1で既述したとおり、「理念等」の実現を図るため、いわゆる「3つの方針」（「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」）を定めている。そのうち、「入学者受入れの方針」では、以下の事項を掲げている（資料4-1-1 [p. 3]）。

法務研究科では、多様で複雑な現代社会の諸問題に対して、鋭い人権感覚をもって対処する「市民のために働く法律家」を養成するため、次のような人を求めています。

- ・ 日本国憲法の基本理念を尊重し、正義と公正を実現する法曹になりたい人
- ・ 社会に対する広い関心と深い理解を持ち、多様で複雑な社会問題に対して高い責任感と倫理観を持って、対処することができる能力を身につけたいと考える人
- ・ 法曹として求められる高度な専門的知識と、創造的かつ柔軟な法的分析を行うことができる能力を身につけたいと考える人

上記の方針は、「入試要項」、「パンフレット」及びwebサイトで公表するとともに（資料4-1-1 [p. 3]、資料4-1-2 [p. 2] 及び資料4-1-3 [p. 2]）、入試説明会でも周知している（資料4-1-4 [p. 9]）。

(2) 入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続の設定並びに公表の状況

入学者の選抜方法については、「標準コース型入試」と「既修コース型入試」の2種類を設定している。「標準コース型入試」では、「適性試験」、「小論文」及び「自己推薦書・面接」の総合評価によって可否を判定している。配点については「適性試験」が100点、「小論文」が100点、「自己推薦書・面接」が100点の合計300点満点である（資料4-1-1 [p. 7, p. 9]）。他方で「既修コース型入試」では、「適性試験」、「自己推薦書」及び「法律科目試験」の総合評価によって可否を判定している。配点については、「適性試験」が150点、「自己推薦書」が50点、「法律科目試験」が400点の合計600点満点である（資料4-1-1 [p. 7, p. 9]）。また、「法律科目試験」では、「憲法」、「民法」、「刑法」及び「選択科目」（「商法 [会社法]」、「民事訴訟法」及び「刑事訴訟法」から2科目を選択）の計5科目を課している。これらの選抜方法は、「入試要項」によって事前に公表している（資料4-1-1 [p. 8, p. 10]）。

選抜手続については、「出願資格」、「入学定員と募集人員」、「入試日程」、「受験料とその納入方法」及び「出願書類」等を設定し、「入試要項」によって事前に公表している。出願資格については評価の視点4-3で後述する。入学定員は25人である（資料4-1-1 [p. 4]）。入試日程については、前期日程（8月実施）と後期日程（2月実施）の2回を

設定している（資料4-1-1 [p.4]）。募集人員については、前期日程では、「標準コース型入試」で13人程度、「既修コース型入試」で12人程度に設定している（資料4-1-1 [p.4]）。後期日程については、「標準コース型入試」、「既修コース型入試」ともに若干名に設定している（資料4-1-1 [p.4]）。受験料については10,000円であり、金融機関の窓口で所定の期間に納入することを求めている（資料4-1-1 [p.5]）。出願書類としては、出願シート、自己推薦書、卒業（見込）証明書等、学業成績証明書及び適性試験成績の提出を求めている（資料4-1-1 [p.5]）。

なお、適性試験に係る最低基準の設定による客観的な評価の担保については評価の視点4-8で後述する。

[点検・評価（長所と問題点）]

学生の受入方針、選抜方法及び選抜手続の設定並びにその公表に係る点検・評価については以下のとおりである。

学生の受入方針については、固有の「理念等」の実現のため、「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」を踏まえて設定し、これを公表している。

選抜方法及び選抜手続についても事前に公表しており、その内容は、入学者の適性を適確かつ客観的に評価しうるものであると認識している。

したがって、「専門職」第20条及び「法科院基準」に照らして適切であると認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

資料4-1-1 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月【巻末リストE016】

資料4-1-2 龍谷大学法科大学院「2014年度パンフレット」2013年6月【巻末リストE006】

資料4-1-3 龍谷大学 web ページ「法務研究科（法務専攻）の『教育理念・目的』と『3つの方針』」

<http://www.ryukoku.ac.jp/about/philosophy/graduate_f.html> 最終アクセス：2014/02/22

【巻末リストM001】

資料4-1-4 龍谷大学法科大学院「2014年度入試説明会資料」2013年7月7日開催【巻末リストE007】

4-2 学生の適確かつ客観的な受入れ（レベルI◎）

[現状の説明]

学生の適確かつ客観的な受入れについて、「専門職」第20条は、「入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価すること」を求めている。また、「法科院基準」は、入学者選抜に当たっては、受入方針、選抜基準及び選抜方法にかなった学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れることを求めている。また、「法学未修者入試の際に旧司法試験の結果等、法学知識の有無が分かる資料によって配点していないかに留意すること」についても求めている。

これらの点に関して本法科大学院では、受入方針にかなった学生を受け入れられるよう、「標準コース型入試」で実施する小論文試験では、法学知識を問う出題はしないことにしている（資料4-2-1及び資料4-2-2）。

また、選抜基準及び選抜方法にかなった評価を行えるよう、以下の措置を講じている。

「小論文」及び「自己推薦書・面接」については、いずれも複数の委員で採点することになっている。法律科目試験の出題及び採点についても複数の委員が行っている。答案の採点や合否判定については、受験生の氏名を隠して行っている。また、複数の委員で採点することを踏まえ、採点者会議では採点者間の調整についても行っている。

なお、「2009年度認証評価結果」では、「入学者選抜に際し、司法試験の短答式の合否や論文試験の成績も『自己推薦書』の記載事項の1つとして認めているが、法学未修者の適性を評価する際の考慮要素としては適切ではないため、早急に改善されたい」（資料4-2-3

[p. 31]) との勧告を受けた。この点については、その後、改善に努めた結果、「改善報告書検討結果」では、「適切になされているものと判断される」（資料4-2-4 [p. 10] ）との評価を受けている。

[点検・評価（長所と問題点）]

学生の適確かつ客観的な受入れに係る点検・評価については以下のとおりである。

受入方針にかなった学生を受け入れられるよう、「標準コース型入試」では、法学知識を問う出題はしていない。また、選抜基準及び選抜方法にかなった評価を行えるよう、複数委員による採点等の措置を講じている。したがって、「専門職」第20条及び「法科院基準」に照らして適切であると認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

- 資料4-2-1 龍谷大学入試部「2011～2013年度法科大学院入学試験問題集」2013年6月【巻末リスト E017】
- 資料4-2-2 龍谷大学法科大学院「2014年度法科大学院入学試験問題集」2014年3月【巻末リスト E009】
- 資料4-2-3 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果」2010年3月【巻末リスト J001】
- 資料4-2-4 大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月【巻末リスト J002】

4-3 志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保（レベル I ◎）

[現状の説明]

志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保について、「法科院基準」は、「専門職」第20条を踏まえ、「入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保」することを求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

(1) 出願資格

出願資格については、「入試要項」に定めており、2014年度入試では、以下のいずれかに該当する者に受験資格を認めている（資料4-3-1 [p. 3] ）。

- ① 大学を卒業した者または2014年3月卒業見込みの者
- ② 外国において学校教育における16年の課程を修了した者または2014年3月修了見込みの者
- ③ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および2014年3月修了見込みの者
- ④ 文部科学大臣の指定した者
- ⑤ 大学に3年以上在学し、かつ所定の単位を優れた成績で修得したと本学法科大学院が認めた者（「飛び入学」制度）
- ⑥ 大学を卒業した者と同等以上の学力があると、本学法科大学院が認めた者（事前に資格審査を行う。）

なお、上記の出願資格のうち、②ないし⑥に該当する場合には、出願期間前に問い合わせる扱いとしている（資料4-3-1 [p. 3] 及び資料4-3-2 [p. 2] ）。出願資格に係る照会があった場合には、入試・広報委員会が審査し、教授会の議を経て本人に通知している。

(2) 受験機会の拡大のための措置

受験機会の拡大のための措置としては、以下の措置を講じている。

試験日程については、前期（8月）及び後期（2月）を設定し、2回の受験機会を確保している（資料4-3-1 [p. 4]）。試験会場については前期日程の「既修コース型入試」では、本学に加え、東京にも会場を設定している（資料4-3-1 [p. 4]）。受験料については10,000円に設定し、同一年度内であれば、コースを併願する場合及び前期・後期両方の日程を受験する場合も一律額としている（資料4-3-1 [p. 5]）。

なお、自校推薦や団体推薦等の優先枠の設定有無については評価の視点4-7で後述する。社会人及び非法学部出身者への対応については、評価の視点4-11で後述する。身体障がい者への対応については評価の視点4-13で後述する。

[点検・評価（長所と問題点）]

志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保に係る点検・評価については以下のとおりである。

受験資格については、大学卒業（見込み）者のほか、飛び入学及び「大学を卒業したと同等以上の学力があると本法科大学院が認めた者」にも対応している。受験資格の照会に対する審査手続についてもあらかじめ明確化している。また、受験機会拡大のため、複数日程の設定、地方会場の設定、受験料の軽減措置等を講じている。

したがって、「専門職」第20条及び「法科院基準」に照らして適切に対応しているものと認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

資料4-3-1 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月【巻末リストE016】

資料4-3-2 龍谷大学法科大学院 web ページ「2014年度入学試験概要」

<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/admission.html> 最終アクセス：2014/02/22【巻末リストM006】

4-4 入学者選抜における競争性の確保（レベルI O）

[現状の説明]

入学者選抜での競争性の確保に係る現状については以下のとおりである。

「2009年中教審報告」は、「競争倍率（受験者数/合格者数）が2倍を下回る状況は、入学者選抜における選抜機能が十分に働いているとはいえ、現時点で、このような状況にある法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、早急に入学定員を見直すなど、競争的な環境を整えることが不可欠である」（資料4-4-1 [p. 3]）との提言を行った。

その一方で本法科大学院では、2009年度までは募集人員60人としていたが、競争倍率は1.66倍にとどまり、2010年度入試からは募集人員を30人に削減した。しかし、それ以上に受験者数が減少したため、同年度の競争倍率は、更に低下して1.06倍となった。このような状況を踏まえ、2011年度入試からは、一方で、募集人員を更に削減して25人としつつ（表27）、他方で、既修コースの新設並びに学費及び奨学金制度の拡充等の改革を行った（資料4-4-2 [p. 2]）。

その結果、2011年度入試では2.38倍の競争倍率を確保し、それ以降も2倍を超える状況を維持している（表27）。

表 27 入学者選抜での出願・受験状況一覧（2009-2014 年度）

入試年度	募集人員	志願者数	志願倍率	受験者数	合格者数	競争倍率
2009	60	161	2.68	128	77	1.66
2010	30	65	2.17	52	49	1.06
2011	25	189	7.56	157	66	2.38
2012	25	201	8.04	164	58	2.83
2013	25	90	3.60	72	36	2.00
2014	25	41	1.64	34	12	2.83

注1) 受験者数は、文部科学省「法科大学院入学者選抜実施状況調査」の定義に基づきカウントした。
出典) 資料4-4-3、資料4-4-4、資料4-4-5、資料4-4-6、資料4-4-7及び資料4-4-8に基づき作成。

[点検・評価（長所と問題点）]

入学者選抜の競争性については、「2009年中教審報告」に即した対応を行っており、2011年度以降の競争倍率については、2倍を維持していることから適切であると認識している。
なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

- 資料4-4-1 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009年4月【巻末リストL004】
- 資料4-4-2 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2011年度入学試験要項」2010年6月【巻末リストE013】
- 資料4-4-3 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2009年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2009.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リストM009】
- 資料4-4-4 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2010年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2010.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リストM010】
- 資料4-4-5 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2011年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2011.html> 最終アクセス：2014/02/22【巻末リストM011】
- 資料4-4-6 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2012年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2012.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リストM012】
- 資料4-4-7 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2013年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2013.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リストM013】
- 資料4-4-8 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2014年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2014.html> 最終アクセス：2014/02/22【巻末リストM014】

4-5 実施体制（レベル I O）

[現状の説明]

入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその実施については、全学レベルでの業務については「入学試験委員会」が所管し、その事務局機能は入試部が担っている。法科大学院入試の詳細については、「法科大学院入試・広報委員会」で検討し、教授会で審議・決定している。「入試・広報委員会」は、入試・広報主任及び2人の専任教員から構成しており、事務局機能は法科大学院教務課が担っている。

入試当日には、法科大学院長を本部長とし、入試・広報主任などから構成する実施本部を設置している。その下には出題委員、採点委員、面接委員及び監督班を置いている。これらの実施組織は、法科大学院教員及び法科大学院教務課員を中心に構成している。また、準全学体制の下で法学部及び入試部をはじめとする他の事務部署からの応援も受けている。

なお、2013年度の「既修コース型入試」では、後期日程における民法の法律科目試験で、出題ミスが生じた。すなわち、2つの正答があるとしながら、解答の選択肢には1つしか正答がないことが試験終了後に判明することとなった。この問題については、受験者全員を正解したものとして取り扱うことによって対応した。また、ミスの発生について、文部科学省への報告及びプレスリリースを行うとともに、webサイトでも公表した。その後、出題ミスの原因について検証した結果、試験問題の確認・点検を1度しか行っていなかったことにあるとの結論に至ったため、2014年度入試からは、異なる委員が2度確認するようにしている。

[点検・評価（長所と問題点）]

実施体制については、研究科内に「法科大学院入試・広報委員会」を設置し、準全学体制の下で入試を実施していることから、責任ある体制を構築しているといえる。

他方で、2013年度入試で出題ミスを発生させたことは遺憾であるが、受験生に不利益を生じさせないよう対応しつつ、監督官庁への報告及び社会への公表を行っており、問題発生後の対応については、適切であったと認識している。また、原因の究明に努め、再発防止策についても講じていることから、既に問題点は改善されているものと認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[将来への取り組み・まとめ]

出題ミスの発生の再発防止策について厳格な履行に努める。

4-6 複数の入学者選抜の実施（レベルⅡ〇）

[現状の説明]

複数の入学者選抜の実施について、「法科院基準」は、各々の選抜方法の位置付け及び関係が適切であることを求めている。

この点に関して本法科大学院では、2010年度入試までは、「一般入試」と「社会人入試」の2種類としており、法学既修者認定については、入試制度としては対応していなかった（資料4-6-1 [p. 1]）。

これに対して2011年度からは、入試制度を変更し、「標準コース型入試」及び「既修コース型入試」の2種類とした。前者は、法学未修者を対象とする試験であり、後者は、2年修了を前提とする「既修コース」への入学者を選抜するための試験である（資料4-6-2 [p. 2]）。

2014年度入試での募集人員については、前期日程での「標準コース型入試」の募集枠が13人程度、「既修コース型入試」の募集枠が12人程度である。後期日程での募集枠についてはいずれも若干名である（資料4-6-3 [p. 4]）。

入試制度の変更後、新設した「既修コース型入試」に対しては、2011年度入試では72人、2012年度入試では117人の出願があり、募集人員を大きく上回った（資料4-6-4 [p. 1] 及び資料4-6-5 [p. 1]）。

[点検・評価（長所と問題点）]

複数の入学者選抜の実施に係る点検・評価については、以下のとおりである。

法学既修者の選抜に際しては、評価の視点4-9で後述するとおり、法学既修者にふさわしい法律学の知識を有しているかどうかを適切に評価する必要がある。これに対して法学未修者の選抜に際しては、評価の視点4-11で後述するとおり、多様な知識・経験を有する者を入学させるという観点から、法律学の知識を問うことはできない。したがって、両者を別個の試験によって選抜していることについては適切である。

また、「既修コース型入試」の導入後、募集人員を大きく超える志願者があったことを踏まえれば、この試験制度改革は、法科大学院への進学希望者のニーズにこたえたものであると評価できる。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切であるといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

資料4-6-1 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2010年度入学試験要項」2009年6月【巻末リストE012】

資料4-6-2 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2011年度入学試験要項」2010年6月【巻末リストE013】

資料4-6-3 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月【巻末リストE016】

資料4-6-4 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2011年度」

<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2011.html> 最終アクセス：2014/02/22【巻末リストM011】

資料4-6-5 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2012年度」

<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2012.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リストM012】

4-7 公平な入学者選抜（レベル I ◎）

[現状の説明]

公平な入学者選抜について、「連携法」第2条第1号は、「入学者の適性の正確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜」の実施を求めている。この規定を踏まえ、「法科院基準」は、自校推薦や団体推薦等による優先枠を設けるなどの形で、公平性を欠く選抜を行わないことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、「法科院基準」が例示するような優先枠を設けた入学者選抜は行っていない。

なお、入学者に対する本学出身者の人数及び比率は、出願書類（法科大学院教務課保管資料）によれば、2010年度では10人中3人（30.0%）、2011年度では31人中8人（25.8%）、2012年度では26人中3人（11.5%）、2013年度では15人中3人（20.0%）である。

[点検・評価（長所と問題点）]

公平な入学者選抜については、優先枠を設けた入学者選抜を行っておらず、入学者に対する本学出身者の比率も高いとはいえないことから、「連携法」第2条第1号及び「法科院基準」に照らして適切に対応しているといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

4-8 適性試験（レベル I ◎）

[現状の説明]

入学者の適性の評価について、「法科院基準」は、適性試験の結果を適切に考慮するなど、適確かつ客観的な評価を行うことを求めている。また、著しく適性を欠いた学生については受け入れないよう求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

合否判定での適性試験の取扱いについては以下のとおりである。「既修コース型入試」では総得点600点のうち150点を適性試験に配分している。また、「標準コース型入試」では総得点300点のうち100点を配分している（資料4-8-1 [p.7]）。

なお、評価にあたっては、適性試験の満点が300点であることから、「既修コース型入試」では150点満点に換算して評価している。「標準コース型入試」では100点満点に換算している（資料4-8-1 [p.7]）。

著しく適性を欠いた学生の受入れを制限する取り組みについては以下のとおりである。

「2009年中教審報告」は、「統一的な入学最低基準点については、総受験者の下位から15%程度の人数を目安として、適性試験実施機関が、毎年総受験者数や得点分布状況などを考慮しながら、当該年度の具体的な基準点を設定すべきである」との提言を行った（資料4-8-2 [p. 4]）。本法科大学院では、この提言を踏まえ、2010年度入試から適性試験に係る最低基準点を設定している。最低基準点に係る前回の認証評価以降の推移については表 28のとおりである。当初は、全国平均点に0.7を乗じた得点をめどとする基準点を設定し、この基準を上回ることを出願の条件とした（資料4-8-3 [p. 2]）。しかし、2013年度入試では下位15%を基本とする設定に変更し、最低基準点に達しない受験者は不合格とすることにした（資料4-8-4 [p. 7]）。さらに、2014年度入試では前年度と同一の基準としつつも、より厳格な設定を行った。このような取り組みの結果、下位15%に位置する合格者及び入学者はいなくなっている（表 28）。

表 28 適性試験最低点の設定状況（2009-2014 年度）

入試年度	最低基準点 (累積百分率)	区分	合格者最低点 (累積百分率)	下位15% 該当者数
2009	設定なし	合格者	38.0 (91.6%)	6
		入学者	38.0 (91.6%)	5
2010	36.0 (90.5%)	合格者	37.8 (89.1%)	1
		入学者	37.8 (89.1%)	1
2011	33.0 (92.3%)	合格者	34.0 (90.8%)	6
		入学者	34.0 (90.8%)	5
2012	125 (92.3%)	合格者	125 (92.3%)	4
		入学者	125 (92.3%)	2
2013	142 (87.1%)	合格者	145 (85.6%)	1
		入学者	150 (82.6%)	0
2014	132 (85.0%)	合格者	135 (82.6%)	0
		入学者	—	—

注) 2011 年度以前の得点等は、大学入試センター実施の適性試験によるものである。

出典) 資料 4-8-1 [p. 7]、資料 4-8-3 [p. 2]、資料 4-8-4 [p. 7]、資料 4-8-5、資料 4-8-6 [p. 3]、資料 4-8-7 [p. 3]、資料 4-8-8 [p. 2]、資料 4-8-9 [p. 2]、資料 4-8-10 [p. 2]、資料 4-8-11 [p. 2]、資料 4-8-12 [p. 2] 及び資料 4-8-13 [p. 2] に基づき作成。

[点検・評価（長所と問題点）]

入学者の適性の評価に係る点検・評価については以下のとおりである。

合否判定での適性試験の取扱いについては、標準コース、既修コースのいずれでも一定割合を適性試験に配分している。

著しく適正を欠くとみなされる学生への対応については、2010年度入試から適性試験の最低基準点を設定することによって対応している。ただし、その設定については、2012年度入試までは、「2009年中教審報告」の提言に即しているとはいえない状況にあった。しかし、2013年度入試以降は厳格化が図られており、2014年度入試では下位15%に位置する合格者はいなくなっている。したがって、着実に改善がなされていると評価できる。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らしておおむね適切に対応していると認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

資料4-8-1 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月【巻末リスト E016】

- 資料4-8-2 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009年4月【巻末リストL004】
- 資料4-8-3 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2010年度入学試験要項」2009年6月【巻末リストE012】
- 資料4-8-4 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2013年度入学試験要項」2012年6月【巻末リストE015】
- 資料4-8-5 龍谷大学法科大学院「龍谷大学法科大学院 適性試験分布状況一覧」2014年2月14日現在【巻末リストE008】
- 資料4-8-6 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2011年度入学試験要項」2010年6月【巻末リストE013】
- 資料4-8-7 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2012年度入学試験要項」2011年6月【巻末リストE014】
- 資料4-8-8 大学入試センター「平成20年度法科大学院適性試験（本試験）試験結果について（得点分布等を含む）」2008年7月【巻末リストL007】
- 資料4-8-9 大学入試センター「平成21年度法科大学院適性試験（本試験）試験結果について（得点分布等を含む）」2009年7月【巻末リストL008】
- 資料4-8-10 大学入試センター「平成22年度法科大学院適性試験（本試験）試験結果について（得点分布等を含む）」2010年7月【巻末リストL009】
- 資料4-8-11 適性試験管理委員会「2011年『法科大学院全国統一適性試験』実施結果」2011年7月【巻末リストL010】
- 資料4-8-12 適性試験管理委員会「2012年『法科大学院全国統一適性試験』実施結果」2012年7月【巻末リストL011】
- 資料4-8-13 適性試験管理委員会「2013年『法科大学院全国統一適性試験』実施結果」2013年7月【巻末リストL012】

4-9 法学既修者の認定等（レベルI◎）

〔現状の説明〕

法学既修者の認定について、「法科院基準」は、「専門職」第25条を踏まえ、適切な基準及び方法に基づき公正に行うとともに、認定基準を適切な方法で事前に公表することを求めている。また、認定に当たっては、以下の事項に留意することも求めている。

- ・1年次配当の法律基本科目群の必修科目を対象とすること。
- ・それぞれの試験科目につき適切な最低基準点を設定すること。
- ・法学既修者認定試験の科目につき、憲法、民法及び刑法については、法的な文書作成能力を評価できるよう、配点の少なくとも半分を論述式とすること。
- ・憲法、民法及び刑法以外の法学既修者認定試験の科目については、論述式もしくは短答式又はその併用とすること。
- ・憲法、民法及び刑法以外の試験科目につき、最低基準点に満たない得点の科目については、6単位を上限として認定免除科目の除外とし、入学後に科目を履修することができること。
- ・法情報調査等に係る科目については、法学既修者認定試験による履修免除判定には適さないこと。

これらの点に関して本法科大学院では、以下のとおり対応している。

（1）法学既修者認定の概要

本法科大学院では、2009年度及び2010年度入試では、法学既修者を選抜するための入試区分は設定しておらず、入試と同時期に「法学既修者認定試験」を実施することにより、法学既修者認定に対応していた（資料4-9-1 [p.13] 及び資料4-9-2 [p.13]）。しかし、2011年度入試では、「既修コース型入試」を新設するとともに、後期日程と同時期に「法学既修者認定試験」を実施した。その上で、これらのうちいずれかに合格した入学者を法学既修者として扱った（資料4-9-3 [p.2, p.18]）。2012年度入試からは、「法学既修者認定試験」を廃止し、後期日程にも「既修コース型入試」を設定した（資料4-9-4 [p.4]）。

法学既修者に対しては、「学則」（資料4-9-5）の規定により、30単位を超えない範囲で、単位認定を行う（第10条第2項）とともに、1年を超えない範囲での在学期間の短縮を認めている（第13条第2項）。2009年度ないし2014年度の認定実績については、表 29のとおりである。

表 29 法学既修者認定の実績一覧（2009-2014年度）

入試年度	区 分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
2009	法学既修者認定試験	42	20	3	1
2010	法学既修者認定試験	18	14	1	0
2011	既修コース型入試	72	55	25	13
	法学既修者認定試験	20	14	2	2
	計	92	69	27	15
2012	既修コース型入試	117	93	27	13
2013	既修コース型入試	56	48	19	7
2014	既修コース型入試	30	24	8	—

出典) 資料 4-9-6、資料 4-9-7、資料 4-9-8、資料 4-9-9、資料 4-9-10、資料 4-9-11 及び資料 4-9-12 [p. 1] に基づき作成。

(2) 法学既修者に対する単位認定

法学既修者に対する単位認定については、「法学既修者認定試験」（2011年度入学生まで実施）又は「既修コース型入試」（2011年入試から実施）での法律科目試験に対応した法律基本科目を対象としている。

なお、「履修細則」別表 3 に掲げるとおり、本法科大学院の法律基本科目はすべて必修科目である（資料4-9-13）。

2009年度及び2010年度には、「憲法」、「民法」、「刑法」及び「商法」の4科目を試験科目とし、1年次配当科目を中心とする16科目計26単位を単位認定していた（表 30）。

2011年度には、見直しを行い、憲法、民法及び刑法に関する演習科目については認定対象から除外した。その一方で、「民法」の出題範囲を拡大し、「民法Ⅲ」、「民法Ⅳ」及び「民法Ⅶ」を単位認定科目に追加した。これにより、憲法、民法及び刑法に関する講義科目については、そのすべてを認定対象とし、これら3科目の合計認定単位数については22単位を維持した。他方で、「商法」については選択科目に変更し、これに「民事訴訟法」及び「刑事訴訟法」を加えた3科目の中から2科目を選択させることにした。これに伴い、「会社法Ⅰ」及び「会社法Ⅱ」については選択認定科目に変更するとともに、「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」、「刑事訴訟法Ⅰ」及び「刑事訴訟法Ⅱ」を選択認定科目に追加した。その上で、これら6科目計12単位のうち、入試での科目選択に対応した4科目計8単位を認定することにした。これらの変更により、総認定単位数を26単位から30単位に増加させた（表 31）。

2012年度からは、「12カリキュラム」の導入に対応し、入試での必須科目に係る認定対象科目を大幅に変更した。その結果、憲法に関する3科目計6単位、民法に関する6科目計14単位及び刑法に関する3科目計6単位の合計12科目26単位を認定することとなった。その一方で、選択科目については出題範囲を見直し、認定対象科目を「会社法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅰ」及び「民事訴訟法Ⅱ」に限ることにした。この変更により、選択認定単位数は2科目計4単位となり、総認定単位数については30単位を維持することとなった。また、これらの変更により、認定対象科目はすべて1年次配当科目となった（表 32）。

なお、法情報調査等に関する科目の単位認定は行っておらず、既修コース生も入学後に「法情報演習」（必修）を履修する（資料4-9-14 [p. 5]）。

表 30 「法学既修者認定試験」の実施科目及び単位認定科目 (2009・2010 年度入学生対象)

科目名	出題範囲	単位認定科目	配当年次	単位数	
必須	憲法	統治機構、基本的人権	憲法 I	1	2
		憲法 II	1	2	
		憲法演習 I	1	1	
		憲法演習 II	1	1	
	民法	民法総則、物権法（担保法を除く）、債権各論、会社法	民法 I	1	2
			民法 II	1	2
			民法 V	1	2
			民法 VI	1	2
			民法演習 I	1	1
			民法演習 II	2	1
	刑法	総論、各論	刑法 I	1	2
			刑法 II	1	2
			刑事法演習 I	1	1
			刑事法演習 II	2	1
	商法	会社法	会社法 I	1	2
			会社法 II	2	2
合計				26	

出典) 資料 4-9-15 [p. 4, p. 11] 及び資料 4-9-16 [p. 5, p. 10] に基づき作成。

表 31 「既修コース型入試」での法律科目試験実施科目及び単位認定科目 (2011 年度入学生対象)

科目名	出題範囲	配点	単位認定科目	配当年次	単位数	
必須	憲法	50	統治機構、基本的人権	憲法 I	1	2
			憲法 II	1	2	
	民法	100	民法総則、不動産法、担保法、債権総論、債権各論、契約法、不法行為・不当利得・事務管理、家族法	民法 I	1	2
				民法 II	1	2
				民法 III	2	2
				民法 IV	2	2
				民法 V	1	2
				民法 VI	1	2
				民法 VII	2	2
	刑法	50	刑法総論、刑法各論	刑法 I	1	2
刑法 II				1	2	
小計		200			22	
選択	商法 (会社法)	2 科目 選択 各 50	会社法 I	1	計 8 (各 2)	
			会社法 II	2		
	民事訴訟法		民事訴訟法 I	2		
			民事訴訟法 II	2		
刑事訴訟法	2	刑事訴訟法 I	2			
		刑事訴訟法 II	2			
合計		300 点			30	

注) 2011 年度入学生対象の「法学既修者認定試験」の実施科目及び出題範囲についても、上記と同一である (資料 4-9-3 [p. 10])。

出典) 資料 4-9-3 [p. 8] 及び資料 4-9-17 [p. 5] に基づき作成。

表 32 「既修コース型入試」での法律科目試験実施科目及び単位認定科目（2012・2013年度入学生対象）

科目名	出題範囲	配点	単位認定科目	配当年次	単位数	
必須	憲法	全範囲	憲法Ⅰ（人権）	1	2	
			憲法Ⅱ（統治）	1	2	
			憲法Ⅲ（憲法訴訟）	1	2	
	民法	全範囲	140	民法Ⅰ（民事基礎法）	1	4
				民法Ⅱ（契約法）	1	2
				民法Ⅲ（損害賠償法）	1	2
				民法Ⅳ（物権法・不動産法）	1	2
				民法Ⅴ（金融担保法）	1	2
				民法Ⅵ（家族法）	1	2
	刑法	全範囲	80	刑法Ⅰ（総論1）	1	2
刑法Ⅱ（各論）				1	2	
刑法Ⅲ（総論2）				1	2	
小計		300			26	
選択	商法（会社法）	会社法全範囲（コーポレートガバナンスを除く）	2科目 選択 各50	会社法Ⅱ	1	計4 (各2)
	民事訴訟法	全範囲（複雑請求訴訟、多数当事者訴訟、上訴、再審を除く）		民事訴訟法Ⅰ	1	
	刑事訴訟法	捜査手続及び公訴提起		刑事訴訟法Ⅰ	1	
合計		400			30	

出典) 資料4-9-4 [p. 8, p. 10]、資料4-9-14 [p. 3, p. 35]、資料4-9-18 [p. 8, p. 10] 及び資料4-9-19 [p. 3, p. 35] に基づき作成。

(3) 入試での試験範囲と単位認定科目の内容との整合性

2013年度での入試の出題範囲と単位認定科目の内容の整合性については以下のとおりである。

憲法、民法及び刑法については各科目の全範囲を試験範囲としていることから、すべての講義科目を単位認定の対象としている（表 32）。商法（会社法）については、試験範囲からコーポレートガバナンスを除いている（表 32）が、認定科目の「会社法Ⅰ」ではコーポレートガバナンスは扱っていない（資料4-9-20 [p. 20]）。

民事訴訟法については、出題範囲から複雑請求訴訟、多数当事者訴訟、上訴及び再審を除いている（表 32）が、「民事訴訟法Ⅰ」ではこれらを扱っていない（資料4-9-20 [p. 23]）。また、刑事訴訟法については、捜査手続及び公訴提起から出題している（表 32）のに対して、「刑事訴訟法Ⅰ」ではこれらを授業で扱っている（資料4-9-20 [p. 35]）。

なお、2014年度入試では、商法（会社法）の出題範囲を会社の機関に限ることに変更した（資料4-9-21 [p. 10]）ため、認定科目についても変更が必要になっている。この点については、2014年度入学生から、認定対象科目を会社の機関を扱う「会社法Ⅱ」に変更することを決定済みである（資料4-9-22）。他方で、2013年度入学生の「会社法Ⅱ」の配当年次は2年次であるため、当該科目を既修者認定とするのであれば、配当年次の変更についても必要となる。この点については、2012年度第13回教授会（2012. 11. 7開催）で、2014年度入学者から「会社法Ⅰ」と「会社法Ⅱ」の履修順序を入れ替え、「会社法Ⅱ」を1年次に配当する方針を決定済みである（資料4-9-22）。また、各科目の配当年次を定める「履修細則」別表3についても、2013年度第23回教授会（2014. 2. 19開催）で改正を承認済みである（資料4-9-24）。

(4) 最低基準点の設定

「既修コース型入試」の法律科目試験の最低基準点については、2014年度入試では、「各科目60%以上の得点を基準とし、総合点で60%を最低の合格点」とする旨を「入試要項」に明記している（資料4-9-21 [p. 7, p. 9]）。前回の認証評価時には、この基準を非公開としていたため、問題点の指摘を受けた（資料4-9-23 [p. 30]）が、上記のように改善済みである（資料4-9-21 [p. 7, p. 9]）。

なお、憲法、民法及び刑法以外の試験科目で最低基準点に満たない科目があった場合、6単位を上限に単位認定から除外し、入学後に履修させる制度の適用は行っていない。

(5) 出題形式

入試での出題形式に関して、憲法、刑法及び選択科目については論述式としている（資料4-9-25及び資料4-9-26）。

民法については、論述式と短答式を併用している（資料4-9-25及び資料4-9-26）。それぞれの配点については非公開としているため、本報告書には記載できないが、「法科院基準」に照らして問題となる比率ではない。

[点検・評価（長所と問題点）]

法学既修者の認定等に係る点検・評価については以下のとおりである。

単位認定の対象科目については、1年次配当の法律基本科目群の必修科目に限っている。入試での法律科目試験の最低基準点については、各科目60%以上を基準とし、総合点で60%という最低基準を設定の上、「入試要項」で公表している。出題に関して、憲法及び刑法ではすべて論述式であり、短答式を併用する民法でも比率については配慮している。

以上を総合すれば、「専門職」及び「法科院基準」に照らして、適切に対応しているといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

- 資料4-9-1 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2009年度入学試験要項」2008年6月【巻末リストE011】
- 資料4-9-2 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2010年度入学試験要項」2009年6月【巻末リストE012】
- 資料4-9-3 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2011年度入学試験要項」2010年6月【巻末リストE013】
- 資料4-9-4 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2012年度入学試験要項」2011年6月【巻末リストE014】
- 資料4-9-5 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】
- 資料4-9-6 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2009年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2009.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リストM009】
- 資料4-9-7 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2010年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2010.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リストM010】
- 資料4-9-8 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2011年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2011.html> 最終アクセス：2014/02/22【巻末リストM011】
- 資料4-9-9 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2012年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2012.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リストM012】
- 資料4-9-10 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2013年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2013.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リストM013】
- 資料4-9-11 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2014年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2014.html> 最終アクセス：2014/02/22【巻末リストM014】

- 資料4-9-12 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学者数、収容定員・在籍者数、進級・修了状況」
http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/numeric.html 最終アクセス：
 2014/02/15【巻末リスト M015】
- 資料4-9-13 「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)履修細則」2005年4月4日制定【巻末リスト A033】
- 資料4-9-14 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リスト C015】
- 資料4-9-15 龍谷大学法科大学院「2009年度履修要項」2009年3月【巻末リスト C011】
- 資料4-9-16 龍谷大学法科大学院「2010年度履修要項」2010年3月【巻末リスト C012】
- 資料4-9-17 龍谷大学法科大学院「2011年度履修要項」2011年3月【巻末リスト C013】
- 資料4-9-18 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2013年度入学試験要項」2012年6月【巻末リスト E015】
- 資料4-9-19 龍谷大学法科大学院「2012年度履修要項」2012年3月【巻末リスト C014】
- 資料4-9-20 龍谷大学法科大学院「2013年度版シラバス」2014年3月【巻末リスト C034-1】
- 資料4-9-21 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月【巻末リスト E016】
- 資料4-9-22 龍谷大学法科大学院「2013年度におけるカリキュラムの一部修正について」2012年11月7日
 教授会承認【巻末リスト C002】
- 資料4-9-23 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果」2010年3月【巻末リスト J001】
- 資料4-9-24 「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)履修細則の一部を改正する細則」2014年2月19日
 制定【巻末リスト A038】
- 資料4-9-25 龍谷大学入試部「2011～2013年度法科大学院入学試験問題集」2013年6月【巻末リスト E017】
- 資料4-9-26 龍谷大学法科大学院「2014年度法科大学院入学試験問題集」2014年3月【巻末リスト E009】

4-10 入学者選抜方法の検証(レベルⅡ〇)

【現状の説明】

入学者選抜方法の検証について、「法科院基準」は、学生の受入れ方針、選抜基準・選抜方法等の学生受入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていることを求めている。

この点に関して、本法科大学院では、入試・広報委員会が各種データを蓄積し、それに基づく検証・改善提案を行っている。

例えば、入試説明会等での接触者に対してはアンケートを実施し、得られた回答を基に個人別一覧を作成している。それにより、来場者の属性や、説明会等に複数回にわたって来場のあった「リピーター」の把握等を行い、広報活動等の効果検証につなげている(資料4-10-1)。また、受験時にもアンケートを実施し、本法科大学院の「理念等」に共感するかどうか、「入学者受入れの方針」を知っていたか等の項目を調査している(資料4-10-2)。

2013年度の学生募集に当たっては、上記のような各種データに加え、「2009年中教審報告」の提言及び適性試験の受験者数などを勘案した志願者数目標を設定した(資料4-10-3)。その目標を達成するため、過去の地域別の入試受験者数及び適性試験受験者数を踏まえた地方入試会場の設定等に係る企画・提案についても行った(資料4-10-4)。

【点検・評価(長所と問題点)】

入学者選抜方法の検証については、入試・広報委員会が、各種アンケートを実施して行っており、その結果は志願者数目標を達成するための企画・提案に反映されている。したがって、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

【根拠・参照資料】

- 資料4-10-1 龍谷大学法科大学院「龍谷大学法科大学院入試説明会アンケート(様式)」【巻末リスト E020】
- 資料4-10-2 龍谷大学法科大学院「2013年度龍谷大学法科大学院受験生向けアンケート集計結果」2012年8月・2013年2月実施【巻末リスト E003】
- 資料4-10-3 龍谷大学法科大学院「2013年度法科大学院入学試験に係る志願者目標について」2012年5月9日 教授会承認【巻末リスト E004】
- 資料4-10-4 龍谷大学法科大学院「2013年度法科大学院入試受験生確保に向けた取り組みについて」2012年5月9日 教授会承認【巻末リスト E005】

4-11 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮（レベル I ◎）

〔現状の説明〕

多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮について、「連携法」第2条第1号は、「入学者の適性の正確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜」の実施を求めている。また、「専門職」第19条は、「多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努める」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、「標準コース型入試」の配点につき、300点満点中100点を自己推薦書に割り（資料4-11-1 [p.7, p.9]）、社会人経験を積極的に評価することで対応している（資料4-11-1 [p.6] 及び資料4-11-2 [p.2]）。他方で、自己推薦書に法律学習歴についての記載があったとしても加点事由とはしないようにしており、「小論文」でも、法律学の知識を問わないことにしている（資料4-11-3及び資料4-11-4）。

なお、ここでいう「社会人経験」とは、「入学時までに通算3年以上の就業経験又はこれに準ずる社会的経験（家事労働・NPO活動など）を有すること」を指している（資料4-11-1 [p.6]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮に係る点検・評価については以下のとおりである。

本法科大学院では、多様な知識・経験を有する者を入学させるため、自己推薦書に一定の比重を置き、受験生の多様な経歴を積極的に評価している。また、「標準コース型入試」では、法律学の知識を有する者が有利にならないよう、自己推薦書の評価や小論文の出題に際して配慮している。

以上を総合すれば、「連携法」第2条第1号及び「専門職」第19条に照らして適切に対応していると認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料4-11-1 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月【巻末リストE016】

資料4-11-2 龍谷大学法科大学院 web ページ「よくあるご質問」

<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/qanda.html> 最終アクセス：2014/02/22【巻末リストM007】

資料4-11-3 龍谷大学入試部「2011～2013年度法科大学院入学試験問題集」2013年6月【巻末リストE017】

資料4-11-4 龍谷大学法科大学院「2014年度法科大学院入学試験問題集」2014年3月【巻末リストE009】

4-12 法学以外の課程履修者又は実務等経験者の割合とその割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表（レベル I ◎）

〔現状の説明〕

法学以外の課程履修者又は実務等経験者の割合について、「告示第53号」第3条第1項は、「3割以上となるよう努める」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院の入学者数に占める非法学課程修了者及び実務経験者の比率の推移は「法科大学院基礎データ [様式4]」のとおりであり、30%を下回った年はない。2013年度では、入学者15人のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者は5人（33.3%）、実務等の経験を有する者は10人（66.7%）、両方に該当する者は4人（26.7%）である。したがって、非法学課程修了者又は実務経験者のいずれか又は両方に該当する者の比率は73.3%である（資料4-12-1 [表14]）。

[点検・評価（長所と問題点）]

入学者数に占める非法学部出身者及び社会人経験者の比率の推移については、恒常的に30%を超えていることから、「告示第53号」第3条第1項に照らして適切に対応している。
なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

資料4-12-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ [様式4]」

4-13 入学試験における身体障がい者等への配慮（レベルⅡ○）

[現状の説明]

入試での身体障がい者等への配慮について、「法科院基準」は、身体障がい者等が入試を受験するための仕組みや体制等の整備を求めている。

この点に関して、本法科大学院では、身体等に障がいのある受験生に対する「受験上の配慮」を行っている。受験上の配慮を希望する受験生は、出願書類を提出する前にその旨を申し出て、必要な情報を提供の上で所定の書類を提出する（資料4-13-1 [p. 12]）。申出を受けた際には、本学の施設設備で対応可能か否かを検討し、それぞれの障がいの程度に応じた受験特別措置を決定する。これまでには、視覚障がい、身体の機能障がい等のハンディキャップをもつ志願者の受験を認めており、受験を拒否した事案はない。

[点検・評価（長所と問題点）]

入試で身体等に障がいのある受験生のための「受験上の配慮」を行っていることから、「法科院基準」に照らして、適切に対応している。
なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

資料4-13-1 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月【巻末リスト E016】

4-14 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理（レベルⅠ◎）

[現状の説明]

定員管理に関して、「大学院」第10条第3項は、「教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理する」ことを求めている。これを踏まえ、「法科院基準」は、入学定員に対する入学者数の比率及び収容定員に対する在籍者数の比率について、いずれも10%程度以上の超過及び30%程度以上の不足に留意することを求めている。

これらの点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

(1) 入学定員に対する入学者の状況

入学定員に対する入学者数の状況については、「法科大学院基礎データ [様式4]」のとおりである。入学定員の充足率は、2009年度には51.7%、2010年度には33.3%、2011年度には124.0%、2012年度には104.0%、2013年度には60.0%となっている（資料4-14-1 [表13]）。

(2) 収容定員に対する在籍者の状況

収容定員に対する在籍者数の状況は、表33のとおりである。収容定員の充足率は、2009年度には82.2%、2010年度には66.0%、2011年度には67.8%、2012年度には91.3%、2013年度には92.1%となっている（表33）。

表 33 収容定員の充足状況 (2009-2013 年度)

年度	収容定員					在籍者数				充足率
	区分	1年次	2年次	3年次	合計	1年次	2年次	3年次	合計	
2009	未修	60	60	60	180	33	48	67	148	82.2%
2010	未修	30	60	60	150	11	29	59	99	66.0%
2011	未修	13	30	60	103	19	6	38	63	61.2%
	既修	—	12	—	12	—	15	—	15	125.0%
	合計	13	42	60	115	19	21	38	78	67.8%
2012	未修	13	13	30	56	16	16	13	45	80.4%
	既修	—	12	12	24	—	14	14	28	116.7%
	合計	13	25	42	80	16	30	27	73	91.3%
2013	未修	13	13	13	39	12	8	17	37	94.9%
	既修	—	12	12	24	—	7	14	21	87.5%
	合計	13	25	25	63	12	15	31	58	92.1%

注1) 本法科大学院は、2011年度から既修コースを開設したが、入学定員には未修と既修の区別を設けていない。しかし、「法科院基準」の留意事項にしたがい、便宜上、前期日程入試でのコース別の募集人員(標準コース13人程度・既修コース12人程度)に基づき、「収容定員」を算出した。

注2) 各年度の在籍者数は、5月1日現在の数値である。

出典) 資料4-14-2 [pp. 1-2] 及び資料4-14-3 [p. 8] に基づき作成。

[点検・評価 (長所と問題点)]

入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理に係る点検・評価については以下のとおりである。

2009年度には入学定員に対して48.3%、2010年度には66.7%の不足が生じ、同年度には収容定員に対しても34.0%の不足が生じた。これらはすべて「法科院基準」に照らして留意すべき状態であり、この点に関する対応については評価の視点4-15で後述する。

2011年度には、入学定員に関して24.0%の超過が生じた。しかし、前年度までの定員割れとの関係上、収容定員に対する充足率については67.8%に留まったことから、教育上、特段の問題は生じなかったものと認識している。

2012年度については入学定員充足率、収容定員充足率ともに、適正範囲内である。

2013年度には、入学定員充足率が40.0%の不足となったが、この点に関する対応についても評価の視点4-15で後述する。

[根拠・参照資料]

資料4-14-1 龍谷大学法務研究科(法務専攻)「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ [様式4]」

資料4-14-2 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学者数、収容定員・在籍者数、進級・修了状況」
http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/numeric.html 最終アクセス: 2014/02/15 【巻末リスト M015】

資料4-14-3 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月【巻末リスト E016】

4-15 学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応 (レベルⅡ〇)

[現状の説明]

定員管理に関して、「法科院基準」は、学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み作り及び体制整備等を求めている。また、大幅な超過や不足が生じた場合には、その是正に向けた措置を講じることについても求めている。

この点に関して本法科大学院では、これまで、入学定員に対する入学者数の大幅な不足が生じた場合には、入学定員の見直しを行ってきた。

具体的には、2009年度には入学定員を60人に設定していたが、同年度の入学定員充足率が51.7%となったことを踏まえ、2010年度には定員を30人に削減した。しかし、定員の削減幅を超える入学者数の減少が生じたため、定員充足率は更に低下して33.3%となった（資料4-15-1 [表13]）。

このような状況を踏まえ、2011年度からは、入学定員を更に削減して25人とする一方（資料4-15-1 [表13]）、他方で「既修コース型入試」の新設及び奨学金制度の充実などの改革を行った（資料4-15-2 [p.2]）。その結果、2011年度の定員充足率は124.0%、2012年度には104.0%となり、いずれの年度も入学定員を充足した（資料4-15-1 [表13]）。しかし、2013年度の充足率は60.0%となり、再び定員割れとなっている（資料4-15-1 [表13]）。

このような状況を踏まえ、本学では、「2013年度中に新たな法曹養成の在り方を構築した上で、法科大学院の学生募集を停止する方向」（資料4-15-3 [p.1]）としている。

[点検・評価（長所と問題点）]

学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応に係る点検・評価については以下のとおりである。

2009年度から2010年度にかけての入学定員充足率の低下については、入学定員の削減及び入試・奨学金制度の改革等を行った。その結果、2011年度及び2012年度には入学定員を充足しており、適切な対応を行ったものと認識している。

他方で、2013年度には再び入学定員を充足できなかったことについては問題点として認識している。しかし、法科大学院の今後の在り方については、全学レベルでの議論にゆだねられている。そのため、その結論を踏まえて今後の対応を検討する必要がある。

[根拠・参照資料]

資料4-15-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ [様式4]」

資料4-15-2 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2011年度入学試験要項」2010年6月【巻末リストE013】

資料4-15-3 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月【巻末リストE016】

4-16 休学者・退学者の管理（レベルI O）

[現状の説明]

休学者・退学者の管理について「法科院基準」は、その状況及び理由の把握・分析に努めるとともに、適切な指導を行うことを求めている。また、休学者・退学者の比率が、在籍学生数の10%を超えている場合には、その事由の合理性の有無に留意することも求めている。

この点に関して、本法科大学院の「学籍異動」の状況及び理由については、表34のとおりであり、2009年度から2012年度までに35人の学籍異動が発生している。そのうち、2010年度及び2012年度には、在籍者数に対する学籍異動者の比率が10%を超えている。したがって、これらの年度については、異動事由の合理性の有無が問題となる。

2009年度以降の学籍異動理由では、「一身上の都合」が最も多く（10人）、次に多いのが経済的理由及び進路変更（各7人）である。その後には、病気（6人）、修学意志の喪失（3人）、他法科大学院への入学（2人）といった理由が続いている（表34）。

学生が「学籍異動」を希望する場合、当該学生は、所定の「願書」（資料4-16-1及び資料4-16-2）を保証人と連署の上で法科大学院教務課に提出し、学生生活主任による面談を受けることになっている。願出の可否については、「願書」及び「学生面談記録」（資料4-16-3）等に基づき、教務委員会を経て教授会で審議している。一連のプロセスの中で、学籍異動理由の把握については、学生生活主任による面談の際に行っている。それにより、「一身上の都合」による願出についても、詳細が把握できるようになっている。

他方で、面談の結果、進路変更による退学者の中には、原級留置の決定を機に進路変更を決意する学生が一定数含まれていることが分かっている。また、経済的理由によるものの中にも、原級留置によって奨学金の受給資格を喪失し、経済的に困窮するに至った学生も含まれている。したがって、進級制度を導入した2010年度以降は、原級留置が学籍異動に影響を与えているものと分析している。

なお、原級留置決定者等の成績不振者に対しては、教務委員が学期ごとに個別指導を行っており（評価の視点2-23）、教務委員会でも各種の学生の相談に応じている。

表 34 理由別学籍異動一覧（2009-2012年度）

年度 (在籍者数)	異動 内容	一身上 の都合	経済的 理由	修学意志 の喪失	進路変更 (その準備を含む)	他法科大学院 への入学	病気	合計 (对在籍者数比)
2009 (148)	休学	1	2		1		1	5
	退学	3			1	1		5
	小計	4	2		2	1	1	10(6.8%)
2010 (99)	休学	1		1			1	3
	退学	4	1	1			1	7
	小計	5	1	2			2	10(10.1%)
2011 (78)	休学	1	1				1	3
	退学				2		2	4
	小計	1	1		2		3	7(8.9%)
2012 (73)	休学		2					2
	退学		1	1	3	1		6
	小計		3	1	3	1		8(11.0%)
合計	休学	3	5	1	1		3	13
	退学	7	2	2	6	2	3	22
	小計	10	7	3	7	2	6	35

注1) 休学を経て同一年度内に退学した学生については、「退学」にカウントした。

注2) 同一年度の第1学期、第2学期ともに休学した学生については、第2学期の休学理由をカウントした。

注3) 在籍者数については、各年度5月1日現在の人数である。

出典) 各年度の「学籍異動簿」(法科大学院教務課保管資料)に基づき作成。

[点検・評価（長所と問題点）]

在籍者数に対する学籍異動者の比率が10%を超えがちな状況にあるものの、学生生活主任が個別に理由を確認した上で教授会審議を行っていることから適切に対応している。特に原級留置に関連するものについては、教務委員会でも指導を行っており、この点についても適切であると考えている。

[根拠・参照資料]

資料4-16-1 龍谷大学「退学願（様式）」【巻末リストE001】

資料4-16-2 龍谷大学「休学願（様式）」【巻末リストE002】

資料4-16-3 龍谷大学法科大学院「学生面談記録（様式）」【巻末リストE010】

4-17 学生の受入れを達成するための特色ある取り組み（レベルⅡ〇）

[現状の説明]

学生の受入れを達成するための特色ある取り組みについては、既修コース生については、全員に年額804,000円の学費援助奨学金を給付して実質無償化するとともに、標準コース生についても、成績上位者に年額804,000円（前年度成績1ないし3位）・522,500円（同4

ないし6位)の学業奨学金を給付するほか、全員に学費援助奨学金を給付するなど、経済的負担を軽減している。また、就学のために下宿等、賃貸物件への居住が必要な学生に、下宿者学業支援奨学金(上限月額30,000円)を支給している。このような奨学金を給付することによって、就学に当たっての経済的な困難を軽減させ、多様な学生の受入れを達成しようとしている(評価の視点5-3)。

[点検・評価(長所と問題点)]

「現状の説明」で記述したとおり、適切に対応している。
なお、長所及び問題点についての特記事項はない。